

名古屋大学 2021 年度授業料免除申請要領

- ◆ これは、名古屋大学が実施する授業料免除であり、国が令和2年4月より実施している学部学生対象の「高等教育の修学支援制度」による授業料減免とは異なります。**令和2年度以降入学の学部学生は、「高等教育の修学支援制度」による支援の実施となりますので、該当ホームページ(※)を参照してください。**
- ◆ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、従来の面接を伴う受付から**郵送による受付**へ変更となりました。郵送方法、郵送先住所、郵送期限等については、該当ホームページ(※)で確認してください。
(所属学部や学年によっては、受付方法が異なりますので注意してください。)
- ◆ **新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、家計が急変した世帯の学生に対する授業料免除**については、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、特別に実施される場合があります。実施する場合は、該当ホームページ(※)にてお知らせしますので、確認してください。
- ◆ その他激甚災害被災世帯の授業料免除申請について、対象災害による被災世帯の学生は、授業料免除申請要領に定める必要書類に加えて、「罹災証明書」の提出が必要です。
- ◆ **留年者及び標準修業年限超過者は、原則として授業料免除申請対象者としませんが**、留年または標準修業年限を超える期間が1年以内の者は理由により認められる場合があります。
 - 「留年」とは同一学年にとどまることを言い、「標準修業年限超過」とは、休学期間等を含む在籍期間が正規の修業年限を超えることを言います。
- ※ 上記については、それぞれ、決まり次第名古屋大学ホームページに掲載いたしますので、ご確認ください。
- ※ 提出する申請書は全てコピーをとり、結果が出るまで大切に保管してください。修正がある場合は、そのコピーに修正して再提出していただくことがあります。

所属する学部・研究科及び学年によって、提出場所・受付日が異なりますので、間違えないよう注意してください。学生支援課及び所属部局の掲示板またはホームページ等で確認してください。

目次

I	授業料免除申請の注意事項	2
II	授業料免除申請資格	2
III	申請書類の取得方法・申請方法	3
IV	結果通知までの注意事項	3
V	結果発表	3
VI	前期(春学期)・後期(秋学期)同時申請をした者で、後期(秋学期)分の申請内容に変更が生じる場合について	3
VII	個人情報の取扱いについて	4
VIII	授業料免除申請の収入金額上限の目安	4

I 授業料免除申請の注意事項

- 授業料免除申請は年1回の申請（前期(春学期)分・後期(秋学期)分同時申請）で行っています。前期(春学期)分・後期(秋学期)分共に申請を希望する者は、「前期(春学期)分・後期(秋学期)分同時申請」をしてください。（必ず本人が申請してください）
 - 後期（秋学期）に休学等で在学しないなど理由がある場合は、前期(春学期)分のみ申請もできません。前期申請時（4月1日現在）と後期申請時（10月1日現在）で申請内容（家族状況・修学状況・家計状況等）に変更が生じた場合は後期の申請期間に変更申請が必要です。
 - 前期(春学期)分・後期(秋学期)分同時申請の場合、申請は年1回ですが、選考は前期(春学期)分と後期(秋学期)分の2回行い、それぞれ許可決定を行いますので、前期と後期の判定結果が異なる場合があります。
- 休学期間を含む学期、期の途中で卒業・修了・退学等をする場合は、当該学期について免除申請をすることができません。申請後に、休学・退学等をする場合は、免除申請を取り下げ、授業料を納入しなければなりません。
- 審査の段階で、書類の不備や確認すべき事項があった場合は、受付期間後でも追加書類の提出を求めることや事実確認を行うことがありますので、担当者からの連絡には速やかに対応してください。本学担当者と連絡が取れないことにより申請者が不利益を被った場合、本学はその責を負いません。また期間終了後は受け付けません。
- 不足書類や追加書類を指定された期日までに提出しなかった場合は、書類不備として免除等の対象外となりますので注意してください。
- 提出書類の虚偽記載、偽造等により、授業料の免除許可を受けたことが判明した場合は、その許可は取り消され、授業料を納入していただきます。
- 提出された書類は返却しません。

II 授業料免除申請資格

学部（2019年度以前入学者または私費留学生）及び大学院生（聴講生・科目等履修生等を除く）で、次のいずれかに該当する者が対象です。

- (1) 経済的理由（各種ローン返済、負債等は除く）により、授業料の納入が困難で、かつ、学業優秀と認められるとき。
- (2) 次の期間において学生の学資負担者が死亡し、または学生もしくは学生の学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納入が著しく困難と認められるとき。

① 4月入学の大学院新生における対象期間	2020年4月～2021年3月
② 10月入学の大学院新生における対象期間	2020年10月～2021年9月
③ 在学生における前期(春学期)分・後期(秋学期)分同時申請または前期(春学期)分申請の対象期間	2020年10月～2021年3月
④ 在学生における後期(秋学期)分申請の対象期間	2021年4月～2021年9月

- (3) その他上記に準ずるもので、総長が相当と認めるとき。

留年者及び標準修業年限超過者は、原則として授業料免除申請対象者としませんが、留年または標準修業年限を超える期間が1年以内の者は、理由により認められる場合があります。「別紙11」の説明を読み、

特別な事由がある場合は、必要書類を揃えて提出してください。

※ 「留年」とは同一学年にとどまることを言い、「標準修業年限超過」とは、休学期間等を含む在籍期間が正規の修業年限を超えることを言います。

家計基準に該当していても、各学部・研究科の学業成績の基準を満たさない場合、学業優秀と認められず免除選考対象外となります。

進級した場合でも修得単位が皆無もしくは極めて少ない者については、免除選考対象外となります。

Ⅲ 申請書類の取得方法・申請方法

申請書類取得方法：名古屋大学ホームページからプリントアウトしてください。

[<http://www.nagoya-u.ac.jp/>] → 教育／キャンパスライフ → 各種免除制度・奨学支援 →

→ 入学後に受けられる各種免除・奨学支援 → 授業料免除「所属課程や入学年度で申請手続が異なる」

申請場所・申請期限

申請場所：2020年度以降学部入学生 → 教育推進部学生支援課（学生支援棟1階）

2019年度以前学部入学生及び大学院学生 → 所属学部・研究科等の授業料免除担当窓口

申請期限：学部・研究科ごとに異なります。所属部局の掲示板などで確認のうえ、申請手続を行ってください。（前期分：2月～3月、後期分：8月下旬～9月下旬）

- ◆ 病気等でどうしても期間内に提出できない場合は、受付期間前に必ず連絡してください。受付期間終了後は受理しないので注意してください。
- ◆ 受付期間までに書類が揃わない場合は、受付期間内に提出できる書類を持参して、受付時に申し出てください。
- ◆ 受付後に質問等のため連絡をすることがあります。速やかに応じてください。応じない場合は、申請取り下げとみなします。

Ⅳ 結果通知までの注意事項

- 授業料免除申請者は、選考結果が出るまで提出した申請書のコピーを大切に保管してください。
- 授業料免除申請者は、選考結果が出るまで授業料の納付が猶予されます。
- 授業料免除申請者は、結果が出るまでは授業料を納付しないでください。授業料の返還はできません。
- 選考結果が決定する前に授業料を納付した場合は申請資格がなくなります。

Ⅴ 結果発表

- 判定結果の連絡等、前期(春学期)分については8月中旬頃、後期(秋学期)分については12月中旬頃に掲示及びホームページ掲載により行いますので申請者は掲示を確認し、必ず名古屋大学ポータルにて結果を確認してください。
- 名古屋大学ポータルへのアクセス方法はWeb ページを参照してください。
決定通知を申請者へ郵送することはありません。
- 免除申請をしても、許可されないことがあります。また、前期(春学期)分と後期(秋学期)分で同じ結果になるとも限りません。
- 全額免除以外の場合は、所定の期日までに授業料を納入してください。

VI 前期（春学期）・後期（秋学期）同時申請をした者で、後期（秋学期）分の申請内容に変更が生じる場合について

前期申請時（4月1日現在）と10月1日現在で申請内容に変更が生じた場合、必ず後期（秋学期）申請期間に変更申請を行ってください。（通学区分、家族世帯数、就学者、基準日における家族の収入状況、留学生の住所変更、奨学金採用等の大幅な変更等）

VII 個人情報の取扱いについて

申請に際して取得した個人情報は、授業料免除の選考及び関連業務に使用し、申請者の同意を得ずに外部へ提供しません。

VIII 授業料免除申請の収入金額上限の目安

授業料免除を許可されるためには、少なくとも家計基準と学力基準とを満たさなければなりません。「家計評価額」の免除基準該当者の中で、予算の範囲内で困窮度の高い者から全額免除、半額免除となり、困窮度の低い者は不許可となることもあります。

学部

	給与収入の場合		給与以外の場合	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
2人世帯	508万円	571万円	294万円	338万円
3人世帯	565万円	628万円	334万円	378万円
4人世帯	645万円	692万円	390万円	434万円

大学院博士前期課程、修士課程

	給与収入の場合		給与以外の場合	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
1人世帯	388万円	—	210万円	—
2人世帯	542万円	605万円	318万円	362万円
3人世帯	605万円	664万円	362万円	406万円
4人世帯	678万円	722万円	420万円	464万円

大学院博士後期課程、博士課程

	給与収入の場合		給与以外の場合	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
1人世帯	491万円	—	282万円	—
2人世帯	690万円	734万円	432万円	476万円
3人世帯	753万円	797万円	495万円	539万円
4人世帯	821万円	865万円	563万円	607万円

- この表は、1人世帯：本人のみ 2人世帯：本人、配偶者 3人世帯：父、母、本人 4人世帯：父、母、本人、公立高校生（自宅通学）と仮定したものです。
- 世帯構成や特別控除項目等により、金額が変わります。この金額以上でも基準に該当することがあります。
- 家計評価額の算出方法（概略）

$$A(\text{家計評価額}) = B(\text{収入金額}) - C(\text{特別控除額}) - D(\text{基礎控除額})$$

A. 家計評価額

マイナスになれば家計基準該当

B. 収入金額

世帯（同一生計者）の収入合計

給与収入 源泉徴収票等の支払い金額

給与以外 確定申告書の所得金額

その他、雑所得、臨時所得、本人の給付奨学金等

C. 特別控除額

父(母)子家庭、就学者がいる等に該当する場合、決められた額を控除

D. 基礎控除額

学生の身分（学部、博士前期、博士後期）と世帯人数により決められた額を控除